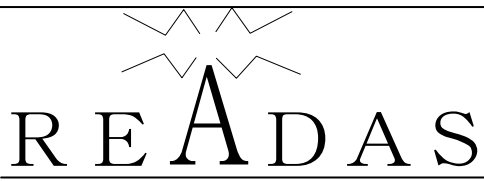


第 4870 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年12月6日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 贈与税の配偶者控除

Q：配偶者に対する贈与税の特例があると聞きました。どのようなものなのですか？

A：次のようなもので、一定の要件を満たさなければなりません。

【解説】

婚姻期間が20年（1年未満の端数は切り捨てます）以上である配偶者から居住用不動産を贈与された場合には、贈与財産の価額から基礎控除のほかに2,000万円（贈与財産の価額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで）を控除してくれる特例があります。これを贈与税の配偶者控除といいます。要件は次のとおりです。

- ①結婚した日から贈与の日までの期間が、20年以上であること
- ②贈与財産は、国内にある居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③贈与を受けた配偶者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでいること
- ④この特例の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出すること

居住用不動産を贈与するのと金銭を贈与するのとどちらが有利かが気になると思いますが、不動産の価額は、取引時価ではなく、相続税評価により行うこととなっていますので、通常は、取引時価より相続税評価の方が低いことから、不動産を贈与する方が有利になります。

